

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項及び第36条第2項並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第24条第2項、第25条、第27条第1項第9号、第31条及び第36条の規定に基づき、曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令を次のように定める。

平成2年4月7日

防衛庁長官 石川 要 三

曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令

改正 平成8年2月28日庁訓第6号  
平成11年12月8日庁訓第57号  
平成14年3月18日庁訓第4号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年1月31日省訓第4号  
平成21年3月25日省訓第14号  
平成22年6月30日省訓第29号  
平成28年4月18日陸自訓第16号

（趣旨）

第1条 この訓令は、曹候補士である自衛官の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（曹候補士）

第2条 陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者として2等陸士、2等海士又は2等空士に採用される陸上自衛官（一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号）第2条第1項に規定する一般陸曹候補生である陸上自衛官を除く。）、海上自衛官（航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）第1条第1項に規定する航空学生である海上自衛官及び一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令第2条第1項に規定する一般海曹候補生である海上自衛官を除く。）又は航空自衛官（航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令第1条第1項に規定する航空学生である航空自衛官及び一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令第2条第1項に規定する一般空曹候補生である航空自衛官を除く。）を、それぞれ陸曹候補士、海曹候補士及び空曹候補士という。

2 前項に規定する陸曹候補士、海曹候補士及び空曹候補士を曹候補士と総称する。

（任用期間）

第3条 曹候補士は、自衛隊法第36条第5項に規定する防衛大臣の定める者とする。

（任用）

第4条 曹候補士試験に合格した者は、2等陸士、2等海士又は2等空士である自衛官に採用し、曹候補士を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の現階級において又はこれと同位の階級の陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官に異動させて曹候補士を命ずる。

2 曹候補士の命免並びに曹候補士の任命に際しての補職及び教育入隊の発令は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区別に応じ、次の各号に定める者が行う。

(1) 陸上自衛隊方面総監（防衛大臣直轄部隊に所属する陸曹候補士である自衛官について陸曹候補士を免ずる場合には、陸上幕僚長）

(2) 海上自衛隊地方総監

(3) 航空自衛隊航空教育集団司令官（空曹候補士を免ずる場合には、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第30条第1項に規定する者）

第5条及び第6条 削除

（教育訓練）

第7条 曹候補士の教育訓練に関しては、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）又は航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）に定めるところによる。

（昇任）

第8条 第4条第1項本文の規定により曹候補士として採用された者の昇任は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1等陸士、1等海士又は1等空士採用後おおむね6月
  - (2) 陸士長、海士長又は空士長1等陸士、1等海士又は1等空士に昇任後おおむね6月
  - (3) 3等陸曹、3等海曹又は3等空曹陸士長、海士長又は空士長に昇任後防衛大臣が別に定める期間
- 2 第4条第1項ただし書の規定により曹候補士を命ぜられた者の昇任については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 1等陸士、1等海士又は1等空士前項第1号に定める月数から2等陸士、2等海士又は2等空士として任命されていた期間を減じた期間を経過したとき（2等陸士、2等海士又は2等空士として任命されていた期間が同号に定める月数を超える場合には、曹候補士を命ぜられたとき。）。
  - (2) 陸士長、海士長又は空士長前項第2号に定める月数から1等陸士、1等海士又は1等空士として任命されていた期間を減じた期間を経過したとき（1等陸士、1等海士又は1等空士として任命されていた期間が同号に定める月数を超える場合には、曹候補士を命ぜられたとき。）。
  - (3) 3等陸曹、3等海曹又は3等空曹第4条第1項本文の規定により採用された同期の者が前項第3号の規定により3等陸曹、3等海曹又は3等空曹に昇任するとき。

（曹候補士を免ずる場合）

第9条 曹候補士が次の各号のいずれかに該当する場合には、曹候補士を免ずるものとする。

- (1) 成績の不良又は心身の故障のため第7条に定める所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合
- (2) 曹候補士としてふさわしくない行為があった場合
- (3) 前各号のほか、曹候補士として必要な適格性を欠く場合

（委任規定）

第10条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。ただし、曹候補士試験の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定めるものとする。

附 則（抄）

- 1 この訓令は、平成2年4月7日から施行する。

附 則（平成28年4月18日陸自訓第16号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成28年4月18日から施行する。